

特定有害物質 分析項目比較表

本調査での「土壌の汚染に係る評価基準」は、土壌汚染対策法に定める指定基準とした。また、表層土壌ガス調査の評価基準は、「土壌ガス調査に係る採取および測定の方法」（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 16 号）に定める定量下限値とした。

土壌汚染対策法では以下の 26 項目を対象としていますが、簡易分析ではその一部の分析です。

土壌汚染対策法の特定有害物質と指定基準

分類	特定有害物質の種類	簡易土壌診断	土壌汚染対策法 指定基準		土壌ガス調査 定量下限値 (単位:volppm)
			土壌溶出量基準 (単位:mg/L)	土壌含有量基準 (単位:mg/kg)	
第一種特定有害物質	クロロエチレン		0.002 以下	—	0.1
	四塩化炭素		0.002 以下	—	0.1
	1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	—	0.1
	1,1-ジクロロエチレン		0.01 以下	—	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	—	0.1
	1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	—	0.1
	ジクロロメタン		0.02 以下	—	0.1
	テトラクロロエチレン		0.01 以下	—	0.1
	1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	—	0.1
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	—	0.1
	トリクロロエチレン		0.03 以下	—	0.1
	ベンゼン		0.01 以下	—	0.05
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物		0.01 以下	150 以下	—
	六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	—
	シアン化合物		検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	—
	水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	—
	セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	—
	鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	—
	砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	—
	ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	—
ほう素及びその化合物		1 以下	4,000 以下	—	
第三種特定有害物質	シマジン		0.003 以下	—	—
	チオベンカルブ		0.02 以下	—	—
	チウラム		0.006 以下	—	—
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		検出されないこと	—	—
	有機りん化合物		検出されないこと	—	—

上記の全項目が土壌汚染対策法で示す有害物質。

	土壌汚染状況調査対象特定有害物質
	簡易土壌診断 (グリーンテストエコ)